

Title	『サヴォイ宣言』研究：『ウェストミンスター信仰告白』との比較(その1)
Author(s)	佐野, 正子
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.17, 2000.3 : 441-492
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3457
Rights	



聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

『サヴォイ宣言』研究

——『ウェストミンスター信仰告白』との比較——（その1）

佐野 正子

第一部 『サヴォイ宣言』本文全訳および変更箇所（本号掲載）

第二部 『ウェストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』との比較（次号に掲載予定）

第一部 『サヴォイ宣言』本文全訳および変更箇所

『サヴォイ宣言』(*The Savoy Declaration of the Congregational Churches*) は、一六五八年に独立派の指導者たちによって起草され、約一二〇の会衆派教会の代表者たちによつて、会衆派教会の信仰簡条を明らかにするといふ目的のために発表されたものである。^① 『サヴォイ宣言』は一六四六年に公表された『ウェストミンスター信仰告白』(*Westminster Confession of Faith*) の内容のうち、修正されるべきと考えた箇所のみを変更、加筆して発表された。

『サヴォイ宣言』はわが国では今だ全訳はなされておらず、部分訳（第二十章と第二十六章）^②があるのみである。そ

のため『サヴォイ宣言』が、『ウェストミンスター信仰告白』のどの部分をどのように変更しているのかは余り知られていない。そこで本稿の第一部として、『サヴォイ宣言』を全訳し、変更および付加された箇所をゴシック体で示し、変更前の『ウェストミンスター信仰告白』におけるものと語を脚注で提示した。また『サヴォイ宣言』において削除された文および語に関しては、その箇所に脚注番号を付け脚注にそれらを記した。そして本稿の第二部では、両者を比較することによつて、『ウェストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』における共通点と相違点を考察し、『サヴォイ宣言』の特徴を浮き彫りにしたい。

『ウェストミンスター信仰告白』は今日に至るまで、スコットランドを初め英語圏の長老派教会の信仰基準として重んじられてきた信仰告白である。また『サヴォイ宣言』は後のコングリゲーションナリズムに大きな影響を与え続けてきた。⁽³⁾『サヴォイ宣言』は、王政復古後の会衆派によつて基本的な信仰告白として受け入れられてきたばかりでなく、ニューイングランドの会衆派によつても『ボストン宣言』(Boston Declaration of New England Congregationalists)として一六八〇年に採用され、また一七〇八年にはセイブルックにおいてコネティカット会衆派教会の信仰基準として受け入れられている。さらに一八六五年にはアメリカの会衆派教会の代表会議においても『ベリアル・ヒル宣言』として採択されている。また『サヴォイ宣言』を若干修正して一六七七年に発表されたバプテスト派による『第二ロンドン信仰告白』(Second London Confession)は、一七四二年に増補されて『フィラデルフィア信仰告白』として採用されている。⁽⁴⁾

このように『サヴォイ宣言』は、アメリカの会衆派やバプテスト派に信仰基準として受け継がれていったのである。

『サヴォイ宣言』が独立派の指導者たちによる会衆派教会の信仰宣言として発表されたという点に、一個人の書いた著作とは異なつた意味があると思われる。独立派の神学を考える上で『サヴォイ宣言』は重要な資料であると言えるであらう。

『サヴォイ宣言』本文全訳⁽⁵⁾

第一章 聖書について

1 自然の光および創造と摂理のみわざは、神の善と知恵と力とを、人が言葉を差しはさむ余地がないほどに明白に提示しているが、それらは救いに必要な神とその御旨についての知識を与えることに関しては十分とは言えない。したがって主は、様々な時に様々な方法で、ご自身の教会に対してご自身を啓示し、御旨を現わされることをよしとされた。そして後には、真理をより一層保持し広めるために、肉の墮落および悪魔とこの世の敵意に対抗して教会を一層確かなものとし慰めを与えるために、同じ真理を完全に書き記すことをよしとされた。これによつて聖書は最も必要なものとなり、従来どおりの方法で神がその民に御旨を啓示されることは現在やめておられる。

2 聖書すなわち書き記された神の言葉の名の下に、今では旧新約のすべての書が含まれている。それらは次のものである。

旧約

創世紀、出エジプト記、レビ記、民数記、申命記、ヨシユア記、士師記、ルツ記、サムエル記上、サムエル記下、列王紀上、列王紀下、歴代誌上、歴代誌下、エズラ書、ネヘミヤ記、エステル記、ヨブ記、詩篇、箴言、伝道の書、雅歌、

イザヤ書、エレミヤ書、哀歌、エゼキエル書、ダニエル書、ホセア書、ヨエル書、アモス書、オバデヤ書、ヨナ書、ミカ書、ナホム書、ハバクク書、ゼパニヤ書、ハガイ書、ゼカリヤ書、マラキ書。

新約

マタイによる福音書、マルコによる福音書、ルカによる福音書、ヨハネによる福音書、使徒行伝、ローマ人への手紙、コリント人への第一の手紙、コリント人への第二の手紙、ガラテヤ人への手紙、エペソ人への手紙、ピリピ人への手紙、コロサイ人への手紙、テサロニケ人への第一の手紙、テサロニケ人への第二の手紙、テモテへの第一の手紙、テモテへの第二の手紙、テトスへの手紙、ピレモンへの手紙、ヘブル人への手紙、ヤコブの手紙、ペテロの第一の手紙、ペテロの第二の手紙、ヨハネの第一の手紙、ヨハネの第二の手紙、ヨハネの第三の手紙、ユダの手紙、ヨハネの黙示録。

これらはすべて神の靈感によつて与えられ、信仰と生活との規範となつた。

3 聖書外典と一般に呼ばれている書は、**神の靈感**によるものではなく、聖書の正典の一部ではない。したがつて神の教会においては何の権威もなく、人間による他の文書とは異なつた評価を受けたり、用いられたりしてはならない。

4 信じ従うべき聖書の権威は、どのような人間や教会の証言にもよるものではなく、(真理そのものである) 聖書の著者である神に完全によつてゐる。したがつて聖書は神の言葉であるが故に、受け入れられるべきである。

5 私たちは教会の証言によつて、聖書を高く評価し尊敬するように心動かされ導かれることもあるかもしれない。また内容の神々しい特徴、教理の有効性、文体の尊厳、あらゆる箇所的一致、(神にすべての栄光を帰すべき) 全体の目的、聖書が示す人間の救いを示す唯一の道の啓示、その他多くのたぐいまれな卓越性、そしてその全体の完全性は、聖書が神の言葉であることを証明する証拠となつてゐる。それにもかかわらず、聖書の示す誤りなき真理と神的権威について私たちが十分納得し確信することができるのは、御言葉と、また御言葉と共に働いて私たちの心の中で証しする聖霊の内的みわざによるのである。

6 神ご自身の栄光、人間の救い、信仰、生活のために必要な全ての事柄についての神のご計画全体は、聖書の中に明白に示されるか、あるいは正しく必然的な結果として聖書から導き出される。そこには、聖霊の新しい啓示や人間の伝承によっても、どのような事柄も何一つ付加されてはならない。それにもかかわらず、御言葉に啓示されているような事柄の救済的理解のためには、神の御霊の内的照明が必要であることを私たちは知っている。また神を礼拝し教会を統治することに関しては、常に守るべき御言葉の原則に従いつつ、自然の光とキリスト者の賢明さによって定めてよい幾つかの人間の行動と社会に共通した事柄があることを認める。

7 聖書の中にあるすべての事柄が、それ自体で一樣に明瞭で分かりやすいわけではない。しかし救いのために知り信じ守らなければならない事柄は、聖書のどこかの箇所、きわめて明瞭に示され説明されているので、学識のある者だけでなく無学な者も、通常の方法を正しく用いるならば、それらについての十分な理解に達することができるであろう。

8 (昔神の民の母国語であった)ヘブル語の旧約聖書と、(記された時には、一般的に諸国民に最もよく知られていた)ギリシャ語の新約聖書は、神によって直接靈感を受け、神の特別な配慮と摂理によって、あらゆる時代に純粹に保たれてきたので、確実である。そこで宗教上のあらゆる論争について、教会は最終的には聖書に訴えるべきである。しかし聖書に近づく権利と関心を持ち、神を恐れつつ聖書を読みまた探求するように命じられているすべての神の民に、聖書の原語は知らされているわけではない。そのため神の言葉がすべての者の中に豊かに留まり、彼らがふさわしい仕方て神を礼拝し、聖書の忍耐と慰めによって希望を持つために、聖書は委ねられたすべての国民の言語に翻訳されなければならない。

9 聖書解釈の誤りなき基準は聖書それ自身である。したがって聖書のどの聖句についても(多様ではなく唯一の)正しい完全な意味について疑問のある場合は、より明瞭に語られている他の箇所によって探求され理解されなければならない。

らない。

10 最高の審判者によつて、宗教上のあらゆる紛争が裁決され、会議のあらゆる制定、古代の著者たちの見解、人々の教説、個人の精神が検討され、その審判者の決定に私たちはよつて立つべきである。最高の審判者は聖靈によつて伝えられた聖書以外のものではあり得ない。そのように伝えられた聖書へと私たちの信仰は最終的に向かうのである。⁷⁾

第二章 神と聖なる三位一体について

1 唯一の生けるまことの神のみが存在しておられる。神は存在と完全さにおいて無限であり、最も純粋な靈であり、見ることができず、肉体や肢体や欲情を持たず、不変、偏在、永遠、不可知、全能、全智、至聖、最大の自由、絶対であり、不変的で最も正しい御旨の計画に従い、ご自身の栄光のために、すべての物事を従わせ、無限の愛と恵みと憐れみに富み、忍耐強く、善と真実にあふれ、不正・違反・罪を赦し、熱心に神を求めめる者たちを報い、裁きにおいては極めて公正にして、厳格であり、すべての罪を憎み、罪ある者を決して見過ごしにされることはない。

2 神はご自身の中に、自らすべてのいのち、栄光、善、祝福を持つておられる。また神はご自身において、そしてご自身のために、満ち足りて単独で存在しておられ、神の創られた被造物の何ものをも必要とせず、それらから何の栄光をも引き出すことはない。むしろ神ご自身の栄光を、それらの中に、それらによつて、それらのために、それらの上に見られる。神はあらゆる存在の唯一の源泉である。神から、神によつて、神のためにすべてのものは存在している。神はよしとされることを、すべてのものによつて、すべてのもののために、すべてのものの上に行なうために、すべてのものに対して最高の統治権を持つておられる。神の目には、すべてのものは隠しだてはできず、すべてがあらわ

となつてゐる。神の知識は無限であり、無謬であり、被造物に依存しない。したがつて神にとつては何事も偶然や不確かなものはない。神は、あらゆる計画、あらゆるみわざ、あらゆる命令において極めて聖なるものである。神に対して、御使い、人間、その他あらゆる被造物はいかなる礼拝、奉仕、服従をも捧げなければならない。被造物として、彼らは創造者に対してそうする義務を持ち、さらに創造者が被造物から求めることをよしとするいかなるものをも捧げなければならない。⁹⁾

3 神格の唯一性において、三つの位格が存在する。それは一つの実体・力・永遠性を持ち、父なる神、子なる神、聖霊なる神から成つてゐる。父はなにもからも造られず、生まれず、生じたでもない。御子は永遠において御父から生まれ、聖霊は永遠において御父と御子とから生じたのである。この三位一体の教理は、神とのあらゆる交わりの基礎であり、神への喜ばしき信頼の基礎である。¹⁰⁾

第三章 神の永遠の聖定について

1 神は、悠久の永遠から御旨の最も賢く聖なる計画によつて、起こることはなんでも自由に不変的に定められた。しかしそれによつて神が罪の作者とならず、被造物の意思を無理に曲げることなく、第二原因の性質である自由や偶然性を取り去ることなく、むしろそれらを確立するように定められた。

2 神は、想定されるすべての条件のもとで起こり得るどのようなことをもご存知であるが、しかしそれを未来のこととして、あるいはそのような条件に基づいて起こるであろうと予見して定められたのではない。

3 神の聖定によつて神の栄光が現われるために、ある人間たちと御使いたちとは永遠の命に予定され、他の者たち

は永遠の死に定められている。

4 このように予定されあらかじめ定められているこれらの御使いや人間は、個別に不変的に計画されており、その数は確定しているので、増減することはない。

5 命へと予定された者たちは、神がこの世の基の置かれる前から、神の永遠不変の目的と、御旨の隠された計画と良きご意志に従って、キリストにおいて永遠の栄光へと選ばれた。そして神は、その決定へと促す条件あるいは原因としての、被造物の信仰と良き行ないを予見することなしに、またそのどちらかの堅忍やその他の事柄を予見することなしに、自由な恵みと愛とからのみ、すべて神の栄光ある恵みを讃美するために、選ばれたのである。

6 神は、選ばれた者を栄光へと定められたので、その御旨の永遠なる自由な目的のために、そこに至るようにつべての手段をあらかじめ定められた。彼らは選ばれた者でありながらアダムにおいて墮落しているので、キリストによって贖われた。時至って働くキリストの御霊によつてキリストに対する信仰へと効果的に召され、義とされ、子とされ、聖とされ、信仰を通して救いに至るまで御力により保たれる。選ばれた者以外には、キリストによつて贖われ、効果的に召され、義とされ、子とされ、救われる者はいない。

7 神は、ご自身の御旨の計り知れない計画に従い、御旨によつて憐れみを施しあるいは控え、被造物に対する神の主権的力の栄光を現わすために、残りの者たちを見過ごすことをよしとされた。また神の栄光ある義を賛美するために、彼らの罪のゆえに不名誉と怒りとに定めることをよしとされた。

8 予定というこの非常に神秘的な教理は、特別な慎重さと配慮とをもつて扱われなければならない。それは御言葉に示された神の御旨に聞き従う者たちが、効果的な召しの確かさから、自らの永遠の選びを確信するためである。そうすれば心から福音に従うすべての者たちは、この教理によつて、神を賛美し、崇敬し、称賛するようになり、謙遜と勤勉と豊かな慰めとを得るであろう。

第四章 創造について

1 父、子、聖霊なる神は、ご自身の永遠の力、知恵、徳の栄光を現わすために、初めに世界とその中にあるすべてのものを、見えるものも見えないものも、六日の間に創造し、無から創造すること^①をよしとされた。そしてすべてのものは極めて良かった。

2 神は他のすべての被造物をお造りになつた後、人間を男と女とに創造された。彼らは神のかたちに似せて、理性的で不死の魂を持ち、知恵と義と真の聖性を与えられ、心に記された神の律法とそれを実行する能力とを持っている。しかし神は彼らを彼らの変わりやすい意思の自由に委ねて、彼らは罪を犯す可能性の下にある。彼らは心に記されたこの律法のほかに、善悪を知る木から食べてはならないという命令を受け、これを守っている間は、神との交わりの中で彼らは幸福であり、他の被造物を支配していた。

第五章 摂理について

1 あらゆるものの偉大な創造主である神は、すべての被造物、行為、事物を、大いなるものから小さいものまで、神の誤りなき予知と御旨の自由不変の計画に従つて、^②神の最も賢く聖なる摂理によつて、保ち導き秩序づけ統治される。それは神の知恵、力、義、善、憐れみによる栄光の賛美のためである。

2 第一原因である神の予知と聖定とに関連して言えば、すべてのことは変わることなく誤ることなく起こるのであるが、この同じ摂理によつて、神は、第二原因の性質にしたがつて、必然的に自由に付随的にすべてのことが起こるやうに命じられた。

3 神は通常の摂理においては、手段を用いられる。しかしご自身がよしとされる場合には、手段を用いず、またそれを越え、それに反しても自由に働かれる。

4 神の全能の力と測り知れない知恵と限りない善は、神の摂理の中によく表われている。その中で決定された神のご計画は、¹³最初の墮落と、御使いや人間のもつ他のすべての罪にまで及んでいる。さらに単なる許可によるのではなく、様々な配剤において神ご自身の最も聖なる目的に向けて、¹⁴神はまた極めて賢明に力強く拘束し、あるいは命じ支配される。¹⁵したがつてその場合の罪深さは、被造物からのみ生じるのであつて、神からではない。神は最も聖く、また最も正しくおられ、罪の作者、あるいは承認者ではなく、またそうではあり得ない。

5 最も賢く正しく恵み深い神は、しばしばご自身の子らをしばらくの間、様々な誘惑や心の墮落に任せておかれる。それは、以前犯した罪に対して彼らを罰し、心の墮落と欺瞞の隠れた力に気づかせ、謙虚にさせるためである。彼らの援助のために、より近く絶えず神に頼るようにさせ、将来のあらゆる罪の機会に対して用心深くさせ、様々な他の正しく聖なる目的のためである。

6 神は正しい審判者として、邪悪で不敬虔な者たちを、以前犯した罪の故に盲目にし、かたくなにさせる。そして神は、彼らの心に働いて彼らの理解を助けて神の恵みを賜らないばかりではなく、時には既に持っていた賜物をも取りあげ、彼らの墮落によつて罪の機会となるようなものに彼らをさらし、彼らを彼ら自身の欲望と世の誘惑とサタンの力とに渡される。それによつて、神が他の者たちの心を和らげるために用いる方法によつてさえも、彼らは自らをかたくなにする。

7 神の摂理は、一般にすべての被造物におよぶけれども、最も特別な仕方、神の教会のために配慮し、すべてのことを教会の益となるように取り計らう。

第六章 人間の墮落、罪、刑罰について

1 神は私たちの始祖と彼らのすべての子孫とに対し、わざの契約といのちの契約を結ばれたが、今や彼らはサタンの悪だくみと誘惑とによってそのかされ、禁断の木の実を食べて創造の法を故意に犯し、契約を破ってしまった。¹⁷

2 この罪によって彼らと彼らの子孫である私たちは初めの義¹⁸と神との交わりから墮ち、罪の中に死んだ者となり、魂と肉体のすべての機能と部分において全く汚れたものとなった。

3 彼らはすべての人間の始祖であり、神の任命により、地にある他のものに比べて特別な地位と立場におかれているので、この罪の責任が帰せられ、通常の出生によって彼らから生まれるすべての子孫にこの墮落した性質が伝わった。²⁰

4 この根源的な墮落によって、私たちはあらゆる善に対して全く不能になり、無力になり、あらゆる悪へと完全に傾いている。そしてこの墮落からあらゆる現実の罪が生まれる。

5 この本性の墮落は生きている間、再生した者のうちにも残っている。それはキリストを通して赦され、抑制されているとしても、なおそれ自体またそれによって引き起こされるあらゆる行為は、まことにそしてまさしく罪そのものである。

6 あらゆる罪は、原罪であっても現実の罪であっても、神の正しい律法に対する違反であり、それとは相容れない

ものである。そのためその罪のもつ性質上、私たちは罪人であり罪は私たちの上にとがをもたらず。罪人はそれによつて神の怒りと律法ののろいに縛られ、その結果、靈的、一時的、永遠的なあらゆる悲惨を伴う死に服するのである。

第七章 神と人間との契約について

1 神と被造物との隔たりは余りにも大きいので、理性的被造物は創造主としての神に服従する義務があるにもかかわらず、神の側の自発的な謙卑以外には、**命の報いを獲得する**⁽²²⁾ことは決してできなかった。そしてそれを神は契約という仕方によつて表わすことをよしとされた。

2 人間と結ばれた最初の契約は、わが子の契約であつた。それによつて、個々人の完全な服従を条件として、命がアダムに約束され、さらに彼を通して彼の子孫にも約束された。

3 人間は墮罪の故に、この契約によつてはいのちを得られない者となつたので、主は一般に恵みの契約と呼ばれる第二の契約を結ぶことをよしとされた。そこでは神はイエス・キリストによつて、自由にいのちと救いを罪人に与え、彼らが救われるためにキリストへの信仰を彼らに求め、永遠の命に定められたすべての者が喜んで信じていることができるように、彼らに聖霊を与えることを約束された。

4 この恵みの契約は、遺言者イエス・キリストの死に関連し、またその遺言によつて譲渡された永遠の遺産とそれに属するすべてのものに関連して、聖書の中にしばしば示されている。

5 この契約は、律法の時代には儀式や制度に関して様々に異なつた方式がとられたが、肉体の私たちをとつてキリストが来られて以来、実体とその効果は、あらゆる靈的な救いの目的にとつて、一つの同じ契約である。様々な配剤の

故に、それは旧約と新約と呼ばれている。²³

第八章 仲保者キリストについて

1 神は永遠の目的の中で、神のひとり子であるイエスを、両者の間に結ばれた契約にしたがって、神と人間との間の仲保者、預言者、祭司、王、神の教会のかしらであり救い主、すべてのものの継承者、世界の審判者に選び任じることをよしとされた。神は永遠の昔から、御子の子孫となり、時至つて彼により贖われ、召され、義とされ、聖とされ、栄化されるべきひとつの民を御子に与えられた。

2 神の御子は、三位一体の第二位格であり、父と同質であり同等である。御子は真の永遠なる神でありながら、時が満ちて、聖霊の力によりおとめマリヤの胎に彼女の本質をとつて宿り、罪以外のあらゆる本質的な特性とそれに伴う共通の弱さを持つ人間の性質を取られた。このように神性と人性という二つの完全で全く別の性質は、変化せず、合成せず、混合せずに、ひとつの位格の中に分離することなく結びついている。その位格は、まことの神であり、まことの人であつて、神と人間との間の唯一のキリストであり仲保者である。

3 このように主イエスは子の位格において²⁵神性と結びついた人性をもち、聖霊によつて限りなくきよめられ聖別された。そして御子のうちにすべての知恵と知識の宝を持ち、すべての充ち満ちたものが宿ることを、御父はよしとされた。それは、神聖であり傷がなく汚れもなく恵みとまことに満ちて、仲保者と保証人のつとめを果たすために、完全に備えられるためであつた。このつとめは御子ご自身のためではなく、御父の召しによるものであり、御父はすべての力とさばきをもまた御子の手に委ね、それを遂行するように命じられたのである。

4 このつとめを主イエスは全く快く引き受け、それを果たすために律法の下におかれ、律法を完全に成就された。そして私たちが負い耐えるべき罰を私たちのために受けられ、私たちの代わりに罪人とされ、あざけられた。²⁷ 彼は魂において神から直接与えられた最もひどい苦しみと、肉体においても最も苦しい痛みに耐え、十字架にかけられ死にて葬られ、死の力のもとに置かれても、朽ち果てることはなかった。三日目に受難のままの体で死人の中からよみがえり、そのからだをもって天に昇り、御父の右に座して、とりなしをしておられる。そして世の終りには、人間と御使いとをさばくために再び来られるであろう。

5 主イエスは、永遠の御霊を通して、ひとたび神に捧げられた完全な服従と自己犠牲によって、神の義を完全に満たし、御父が主イエスに与えたすべての人々のために、和解だけでなく、天の御国の永遠の嗣業をも得られた。

6 贖いのみわざが実際にキリストによつてなされたのは、キリストの受肉の後であつたが、その効力と効果と恵みは、世の初めからすべての時代を通じて、もろもろの約束や予型や犠牲のなかで、選ばれた者たちに分け与えられた。そこにおいてキリストは、蛇の頭を砕くべき女のすえであり、世の初めから、昨日も今日も永遠に変わることはないほふられた子羊として、啓示され示された。

7 キリストは、仲保のみわざを二つの性質にしたがつて、各々の性質により、それらに固有なことを行なう。だが位格は一つであるので、一方の性質に固有なことを、聖書では時々他方の性質で呼ばれている位格がもっているものとみなしている。

8 キリストはあがないをなしたすべての人々に対して、確実に効果的にそれを用い分け与えられた。すなわちキリストの驚くべき計り知れない配剤に最も適した仕方、その人々のためにとりなし、御言葉においてまた御言葉によつて救いの奥義を啓示し、信じ従うように御霊によつて効果的に説きすすめ、キリストの言葉と霊によつてその人々の心を治め、キリストの全能の力と知恵によりその人々のあらゆる敵を征服された。

第九章 自由意志について

1 神は人間の意志に、あの自然的自由と選択する力²⁹を与えた。その意志は善あるいは悪をなすことを強いることなく、また自然の絶対的必然によつて決定することもない。

2 人間は無罪の状態では、善であり神に喜ばれることを欲し行なう自由と力を持っていた。しかしそれは変わりやすく、そこから墮落することもあり得た。

3 人間は罪の状態に墮ち、救いに伴う靈的善に向かう意志の能力を全く失った。したがつてそのような善から全く離反し、罪のうちに死んだ自然的人間にとつて、自分の力によつて回心したり、そのために備えることは不可能となつた。

4 神が罪人を回心させ恵みの状態に移すとき、罪人を罪の下にある生まれながらの束縛から解放し、神の恵みによつてのみ、靈的な善を自由に欲し行なうことができるようにして下さる。しかしそうであっても、墮落の状態が残っているために、善のみを完全に欲することがないだけでなく、悪を欲しさえする。

5 人間の意志は栄光の状態においてのみ、完全にまた変わることなく自由にただ善へと向かうことができる。

第十章 有効な召命について

1 神は命へと予定したすべての者を、そして彼らのみを定め認めた時に、神の言葉と霊とによって、生まれながらにおかれていた罪と死の状態から、イエス・キリストによる恵みと救いへと召すことをよしとされる。そして神に関する諸々のことを理解するために、彼らの心を靈的にまた救済的に照らし、石の心を取り除いて人の心を与え、彼らの意志を新たにし、神の全能の力によって善なることへと促し、効果的にイエス・キリストへと引き寄せる。このように彼らは神の恵みによって喜んで自由にみもとに来るのである。

2 この有効な召命は、神の無償の特別な恵みのみによるものであり、決して人間の中に予見されるいかなるものにもよるものではない。ここでは人間は、聖霊により生かされ新しくされることによつてこの召命に答えることができ、差し出され、もたらされる恵みを受け入れることができるようになるまでは、あくまでも受け身なのである。

3 幼くして死ぬ選ばれた幼児は⁽¹⁾キリストがよしとする時や場所や方法で、キリストによつて再生し救われる。御言葉の宣教によつて外見的には召されていない他のすべての選ばれた者たちも同様である。

4 選ばれていない他の者たちは、御言葉の宣教によつて召され、御霊の一般的な働きにあずかつたとしても、御父によつて有効的に導かれなければ⁽²⁾キリストの下に来ることはなく、したがつて救われることはあり得ない。ましてキリスト教の信仰を告白しない人々は、それがたとえ自然の光や彼らの信仰する宗教の律法にしたがつて彼らの生活を築くことにそれ程熱心ではないとしても、また他のいかなる仕方であつても救われることはない。そして彼らが救われると断言し主張することは、極めて有害であり憎むべきことである。

第十一章 義認について

1 神は、有効に召した者をさらに価なしに義とされる。それは彼らに義を注ぎ入れることによるのではなく、彼らの罪を赦して彼らの人格を義なるものと見なし受け入れることによる。また彼らの中に引き起こされ、あるいは彼らによつてなされた何かのゆえでもなく、ただキリストによる以外の何ものでもない。信仰それ自体や信じる行為、それらに対する他のどんな福音的な従順も、彼らの義として、彼らに帰することによるのではなく、**律法全体に対するキリストの能動的な従順と、彼らの唯一の義全体のためキリストの死における彼らの受動的な従順とに帰されること**によるのであり、彼らが信仰によつてキリストの義を受けキリストにより頼むことによつてなのである。この信仰は自分自身によつて持つものではなく神の賜物である。

2 このようにキリストと彼の義とを受け、これにより頼む信仰が義認の唯一の手段である。しかもそれは義とされた人の中のみあるのではなく、他のすべての救済の恵みを伴つており、それは死んだ信仰ではなく、愛によつても働く信仰である。

3 キリストは義とされたすべての者の負債を、キリストの従順と死によつて完全に償い、**十字架の血におけるご自身の犠牲によつて、彼らのために代わつて罰を受けられ、彼らのために神の義に対して適切に真実にかつ十分に償われた**。しかもキリストは彼らのために御父によつて与えられ、しかもキリストの従順と償いを彼らの中にある何かのゆえではなく無償で、彼らの身代わりとして身に受けられたので、彼らの義認はただ自由な恵みによるものなのである。それは神の厳正な義と豊かな恵みが、罪人の義認においてあがめられるためである。

4 神は永遠の昔から選ばれた者すべてを義とすることを聖定された。そしてキリストは時満ちて、彼らの罪のために死に、彼らが義とされるためによりがえられた。しかしながら時至つて聖霊が実際にキリストを彼らに適用するまでは個人的には義とされることはない。

5 神は、義とされる者の罪を赦し続けられる。彼らは義認の状態から決して墮ちることはあり得ないのであるが、それでも彼らの罪によつて父としての神の不興をこうむり、彼らがへりくだり自分の罪を告白し、赦しを求め、自らの信仰と悔い改めとを新たにするまでは、その状態が続く限り普通神の好意を取り戻すことはないであろう。

6 旧約の下での信仰者の義認は、これらすべての点において、新約の下での信仰者の義認と同一であり、同様であった。

第十二章 子となることについて

神はひとり子イエス・キリストにおいて、彼のゆえに義とされるすべての者を、子となる恵みにあずかる者とされる。これによつて彼らは、神の子たちの数に入れられ、神の子たちの自由と特権を享受し、神の名をその上に記され、子たる身分を授ける御霊を受け、大胆に恵みの御座に近づき、アバ父よと呼ぶことができ、父のように神から憐れみを受け、守られ、備えられ、懲らしめられ、しかし決して見捨てられず、贖いの日のため証印され、永遠の救いを相続する者としての約束を継ぐ。

第十三章 聖化について

1 キリストに結びあわされ有効に召され再生した者たちは、キリストの死と復活の力を通して、彼らの中に創造された新しい心と新しい霊とを持つているので、同様の力を通してもまた御言葉と彼らの内に住む御霊によって、実質的に人格的により聖化される。罪によるからだ全体の支配は破られ、からだの様々な欲望は徐々に弱められ克服され、彼らは、だれにとつても主を見るのに不可欠のあらゆる真の聖化へとむかつて、救いの恵みに徐々に生かされ強められていく。

2 この聖化は人のからだ全体に及ぶけれども、この世の生においては不完全のままである。そこでは依然として墮落の残存がどの部分にも残り、そこから肉の欲が霊に反し、霊が肉に反するという絶え間なく和解できない戦いが生じる。

3 この戦いにおいて、残存する墮落は一時的に優勢になるかも知れないが、キリストの聖化の御霊から力を絶えず与えられることにより、再生の側が勝利する。そして聖徒たちは、恵みの中で成長し、神を畏れて聖化を成就する。

第十四章 救いの信仰について

1 信仰の恵みは、選ばれた者の心の中にあるキリストの御霊であり、それはたいいてい御言葉の宣教によって引き起

こされる。この信仰の恵みによって、選ばれた者は自らの魂の救いを信じることができる。そしてその恵みは御言葉の宣教によって、また証印⁴³や祈禱や他の手段⁴⁴によって増し強められる。

2 この信仰によってキリスト者は、御言葉において神ご自身が語っておられる権威のゆえに、御言葉の中に啓示されているすべての事柄を真実であると信じ、それぞれの章句が含まれている事柄に基づいて種々様々な行動をする。すなわち命令に服従し、威嚇におののき、この世と来たるべき世のいのちへの神の約束を受け入れる。しかし救いの信仰の主な行為は、義認と聖化と永遠のいのちのために、恵みの契約によってキリストのみを認め、受け入れ、より頼むことである。

3 この信仰は、その程度に差があり弱い場合もあるが、あらゆる他の救いに至る恵みと同様に、一時的な信仰者の信仰に共通な恵みとは、少なくとも種類や性質においては異なっている。それゆえに⁴⁵しばしば攻め立てられ弱くされることもある。しかし最後には勝利を得、私たちの信仰の創始者であり完成者であるキリストによって、多くの場合、完全な確信に至るまで成長するのである。

第十五章 いのちに至る悔改めと救いについて⁴⁶

1 選ばれた者は、機が熟して回心し、かつては自然の状態で生き、その中で様々な欲望と放縱に仕えていたが、神は有効な召命によってそのような者たちに、いのちに至る悔い改めを与えられた。

2 善を行なう者はおらず、罪を犯さない者はおらず、最良の人間でも内にある墮落の力と欺瞞を通して誘惑に負け、大罪を犯し、衝動に陥ってしまう。そのため神は、罪を犯し墮落してしまう信仰者たちを、悔い改めを通して救い

へと再生するように、恵みの契約において、憐れみ深く備えておられる。

3 この救いに至る悔い改めは、福音的恵みである。その恵みの下、聖霊によって人は罪の持つ諸々の悪に敏感になり、キリストに対する信仰によって罪のゆえに悲しみ敬虔に謙遜になり、罪を嫌悪し、自己を憎悪し、御霊を与えられることによって、心と力を尽くして赦しと恵みの力を祈り求め、あらゆることに喜びを持って神の前を歩むのである。

4 悔い改めは、死の体とその行ないの故に、私たちの人生すべてを通して継続されるべきである。それぞれの罪を各々悔い改めることは、すべての者の義務である。

5 以上のことは、神が恵みの契約において、キリストを通して、救いに至る信仰者を保持するために備えられたものである。どのような小さな罪でも罰に値しないものはないと同時に、真に悔い改める者に罰をもたらずほどの大きな罪もない。このことは、常に悔い改めについての説き明かしを必要としている。⁴⁷

第十六章 よきわざについて

1 よきわざとは、神が聖なる御言葉において命じられたものだけである。人間が御言葉の保証なしに、盲目的な熱心から、あるいは何らかの善意の口実に基づいて考案するものではない。

2 神の命令に従ってなされるこれらのよきわざは、真実の生きた信仰の結実であり、証しである。よきわざによって信仰者は自らの感謝を表わし、確信を強め、兄弟の徳を建て、福音の告白を引き立て、逆らう者の口を封じ、神の栄光をたたえる。彼らはよきわざをするようにキリスト・イエスにあつて造られた神の作品であり、聖化へと至る実を結び最後には永遠のいのちを持つようになるのである。

3 彼らがよきわざをする能力は、決して彼ら自身のものではなく、完全にキリストの御霊からのものである。そして彼らがよきわざをすることができるとするには、すでに受けている恵みの他に、内に働いて御旨のままに願いを起こさせ実現に至らせる同じ御霊の働きが必要である。しかし御霊の特別な働きがなければ何の義務も果たす責任がないかのように、怠惰になつてはならない。むしろ彼らの内にある神の恵みをかき立てることに勤勉であるべきである。

4 この世ででき得る最高の服従をする者たちでさえ、すべきこと以上にそれをしたとしても神の求めるところにははるかに及ばない。しかも彼らがすべき義務にさえも全く達してはいないのである。

5 私たちは、自らのなしうる最もよきわざによつても、神のみ手にある罪の赦しや永遠の命を功績として得ることはできない。なぜならばそのよきわざと来たるべき栄光との間には大きな差があり、私たちと神との間には無限の距離があるからである。また私たちはよきわざによつて神を益すること、以前犯した罪の負債を神に償うこともできない。かえつてなし得るすべてのことをなした時にさえも、それは自らの義務を果たしたに過ぎず、私たちは全く無益なしもべなのである。それがよきわざである時にはそれは御霊から生じているからであつて、私たちによつてなされる時には、多くの弱さや不完全さと混合し汚されているので、神の審判の厳しさに耐えることができない。

6 しかしながら、信仰者自身はキリストにおいて受け入れられているので、そのよきわざもまたキリストにおいて受け入れられている。それはよきわざがこの世において神の目には全く責められ非難されるところがないからではなく、神がそれらを御子においてご覧になり、多くの弱さや不完全さを伴ないながらも、誠実なものとして受け入れ報いることをよしとされるからである。

7 再生していない者が行なう行為は、たとえその事柄が神の命じておられる事柄であり、彼ら自身と他の者たちとにとつて益になることであるとしても、それらは信仰によつてきよめられた心から出たものでなく、御言葉に従い正しい態度においてなされたものでなく、また正しい目的すなわち神の栄光のためになされたものではない。それゆえにそ

れらは罪あるものであり、神を喜ばすことができず、人を神からの恵みを受けるのにふさわしいものとすることはできない。しかも彼らによるそれらの行為をなおざりにすることは、神に対してさらに罪深きことであり、忌むべきことである。

第十七章 聖徒の堅忍について

1 神がその愛する御子において受け入れ、御霊によつて有効に召し、きよめられた者たちは、完全にそして最終的に恵みの状態から墮落することはあり得ず、終わりまでその状態は確実に堅忍され、永遠に救われる。

2 聖徒たちのこの堅忍は、彼らの自由意志によるのではなく、父なる神の自由で変わることのない愛による聖定の不変性、イエス・キリストの功績ととりなしの効力、そしてキリストとの結合、神の誓い、キリストの御霊と神の種が彼らのうちに宿ること、そして恵みの契約の性質によるのである。これらすべてから、堅忍の確実性と無謬性も生じるのである。

3 彼らはサタンとこの世の誘惑により、彼らのうちに残る墮落が広がり、自分を保持する手段を怠ることによつて、重い罪に陥りしばらくそこに留まることがある。それによつて神を怒らせ、聖霊を悲しませ、彼らの受ける恵みや慰めを損なうようになり、⁵⁰ 彼らの心はかたくなになり、良心を傷つけ、他の人々を痛めつけ憤慨させ、一時的審判をもたらすようになるが、⁵¹ 彼らは救いに至る信仰を通して神の力によつてなおも保たれるであらう。

第十八章 恵みと救いと的確信について

1 一時的な信仰者たち⁽⁵²⁾や他の再生していない者たちが、神に好まれ救いの状態にあるという偽りの希望や肉のうぬぼれで自らをいたずらに欺くことがあつても、このような希望は消失する。しかし主イエスを真実に信じ、誠実にキリストを愛し、あらゆるよい良心をもつて御前を歩くことに努める者たちは、この世においても恩寵の状態にあることを確信し、神の栄光にあずかる希望を喜ぶであろう。そしてこの希望は決して失望に終わることはない。

2 このこと的確かきは、誤りやすい希望に基づいた単なる推測的であやふやな信念にすぎないというのではない。それは、福音の中に啓示されたキリストの血と義と⁽⁵³⁾、またこの約束がなされた恵みの内的証拠と、そして私たちを子とすることを証しし、その結実として心をより謙虚によりきよくする聖霊の直接的な証明⁽⁵⁴⁾に基づいた信仰の誤りなき確信である⁽⁵⁵⁾。

3 この誤りなき確信は、信仰の本質に属していないので、真の信仰者がそれにあずかる者となるまでに、長く待ち多くの困難と戦うこともあるであろう。しかし神から自由に与えられている事柄を、御霊によつて知ることができるので、信仰者は特殊な啓示なしに、普通の方法を正しく使うことによつてこれを得ることができる。したがつて召しと選びを確かなものにするために勤勉に励むことは、すべての信仰者の義務である。それによつて信仰者の心の中には、聖霊による平和と喜び、神への愛と感謝、この確信のふさわしい実である服従の義務における力と快活さが広がることであろう。この確信は人々を決して放縦へと向かわせることはない。

4 救いの確信を保持することに対して怠慢となつたり、良心を傷つけ御霊を悲しませる特殊な罪に陥つたり、ある

突然の激しい誘惑を受けたり、神が御顔の光を隠されて光のない闇の中を歩くことの怖さに苦しんだりすることなど、様々な方法によつて、信仰者の救いの確信は動揺し弱まり中断してしまうかもしれない。しかし彼らは、神の蔭かれた種と信仰の命、キリストと兄弟への愛、心の誠実さと義務の意識などを完全に失つたわけではない。これらから御霊の働きによつて、救いの確信はふさわしい時に回復され、その間全くの絶望に陥らないように支えられている。

第十九章 神の律法について

1 神はアダムに、わざの契約として心に記された普遍的な従順の律法と善悪を知る木の実を食べてはならないという特別の戒め⁵⁸を与え、それによつて神はアダムとそのすべての子孫とに、人格的な全き厳密な恒久的な従順の義務を求め、それを果たせば命を与えることを約束し、破れば死を報いると戒め、それを守る力と能力をアダムに与えた。

2 この律法は、このように心に記され、人間の墮落の後⁵⁹も義の完全な規範であり続けた。それは神によつてシナイ山において十戒の中で述べられ、二枚の板に記された。初めの四つの戒めの内容は、神に対する私たちの義務についてであり、残りの六つの戒めの内容は人間に対する私たちの義務についてである。

3 道徳律法と通常呼ばれるこの律法の他に、神はイスラエルの民に儀式律法を与えることをよしとされた。これはいくつか典型的規範を含み、一方において、礼拝の規範についてはキリストとその恩寵、行為、苦難、祝福を予表し、また他方において、道徳的義務についての様々な教えを提示している。この儀式律法は宗教改革の時代までのみ定められていたが、まことの救い主であり唯一の立法者であるイエス・キリストは御父よりその律法の終わりのために力を与えられ、儀式律法を廃止し取り除いてくださった⁶⁰。

4 さらに神はイスラエルの民に様々な司法的律法をも与えたが、それらはこの民族の国家と共に消滅した。今やその制度の力によっては何の義務づけもされず、ただ一般的公正さが倫理的に用いられているのみである。⁶¹

5 道徳律法は、他の人々と同様に義とされた人々をも含めてすべての人々に、永久にその律法への服従の義務を負わせる。それは単にその中に含まれている内容に関してだけでなく、それをお与えになった創造主なる神の権威に関しても同様である。キリストは福音においてこの義務を、いささかも廃棄することなく、一層強められている。

6 まことの信仰者たちは、義とされ、あるいは罰せられるべきわざの契約としての律法の下には置かれてはいない。しかし律法はまことの信仰者にとつても、他の人々と同様に極めて有益である。生活の規範として律法には神の御旨と彼らの義務とが告知されている。したがって律法は彼らの歩みを導き律するものであり、彼らは律法によって彼らの性質・心・生活の罪深き汚れを見い出す。そして自らを吟味して罪をさらに認識し、罪のために謙遜になり、罪を憎むようになる。同時に彼らがキリストとその完全な服従とを必要としていることを一層明白に悟るようになる。さらに律法は罪を禁じる点において、再生した者にとつても同様に墮落を抑えるために有益である。彼らは律法が威嚇しているのろいからは解放されているが、その威嚇は彼らの罪が何に値するかを示し、またその罪のためにこの世でどのような苦悩を予期すべきかを示すのに役立つ。わざの契約としての律法によって彼らは義務を負っているわけではないが、律法の約束は同様に服従に対する神の是認を彼らに示し、それを果たすことによつて彼らがどのような祝福を期待できるかを示している。このように律法は人が善い行ないをすることを励まし、悪をすることを思いとどまらせるがゆえに、人が善を行ない悪をしりぞけることは、彼らが律法の下にあつて恵みの下にはいないということの証拠にはならない。

7 前述した律法の用途は、福音の恵みに矛盾するものではなく、見事にそれにかなつてゐる。すなわちキリストの御霊は、律法に啓示された神の御旨が行なうように求めていることを、自由に喜んで行なうように、人間の意志を従わせ、またそれを行なう力を与えられるのである。

第二十章 福音についておよびその恵みの範囲について⁽²⁾

1 わざによる契約は、罪によって破られ、いのちに至るために役に立たなくなつた。それゆえ神は選ばれた者を召し、彼らの中に信仰と悔い改めを生じさせる手段として、女より生まれたキリストを与えることを約束することをよしとされた。この約束において福音はその実質として啓示され、罪人たちの回心と救いに対して有効なものとなつた。

2 このキリストの約束とキリストによる救いは、神の言葉においてまた神の言葉によってのみ啓示される。創造や摂理によって造られたものは、自然の光をとまなつても、キリストやキリストによる恵みを発見することはない。それは一般的な仕方や不明瞭な仕方においてと同様である。まして約束や福音によるキリストの啓示を持たない人々は、それによって救いの信仰や悔い改めに至ることはできないであろう。

3 罪人への福音の啓示は、様々な時と場所において、これを与えられた国々や人々に関して、約束やその中に要求された従順の教えと共になされた。この啓示は全く神の最高の御旨と善い望みからのものである。それは決して人間の自然能力がふさわしく改善されたことに対して、また自然能力なしに誰も受けることのできない共通の光のゆえに、付け加えられるものではない。したがってすべての時代にわたって福音の宣教は、多くの個人や民族に対して、その広狭にしたがい様々な仕方、神の御旨にしたがって与えられた。

4 福音はキリストと救いに至る恵みを啓示する唯一の外的手段であり、そのために全く充分であるけれども、なお罪において死んだ者が再び生まれ、生きかえり復活するためには、すべての魂に対して聖霊の有効で抑えられない働きが更に必要である。すなわち聖霊は、新しい霊的いのちをその中に生じさせるために必要であり、このような聖霊の働

きなくしては、どのような他の手段も神に至る回心に関しては十分なものではないのである。

第二十一章⁶³ キリスト者の自由と良心の自由とについて

1 キリストが福音の下にある信仰者のために獲得した自由は、罪過や神の咎めの怒りや、律法の厳しさや律法ののろいからの自由を意味している。また悪に満ちたこの世界やサタンへの隷属、罪の支配、苦難による害悪、死の恐怖とその刺、墓の勝利、永遠の刑罰からの解放をも意味している。さらにまた、その自由は、神に自由に近づくことや、隷属的な恐怖からではなく子供のような愛と自発的な精神とから神へ服従することを意味している。これらはすべて律法の下にある信仰者にも実質として共通していた⁶⁴。しかし新約聖書の下で与えられるキリスト者の自由は、ユダヤ人の教会が服していた儀式的律法のくびきすなわち恵みの契約⁶⁵によるすべての法的統治⁶⁶から自由となることによつて拡張し、そして恵みの御座に一層大胆に近づき、律法の下において信仰者が通常あずかるよりも神の自由な御霊はより豊かに与えられることによつて、その自由は広がる。

2 神は唯一の良心の主である。人間的な教えや戒めは、何事においても御言葉に反し、あるいは御言葉に含まれていないが⁶⁸、神はこれらから良心を自由にするのである。したがつて良心から離れて、このような人間的教えを信じ、このような戒めに従うことはまことの良心の自由を裏切ることである。また盲信や絶対的盲従を要求することは、良心の自由と理性とを破壊することである。

3 キリスト者の自由を口実にして、何らかの罪を犯したり欲望を燃やしたりする者は、そうすることによつて福音の恵みの主な意図を自らの破壊へと誤用し⁶⁹、キリスト者の自由の目的を完全に破壊⁷⁰している。すなわちキリスト者の自

由の目的とは、敵の手から救われた私たちが、生涯を通して恐れることなく、主の前にきよく正しく主に仕えることなのである。⁽⁷¹⁾

第二十二章⁽⁷²⁾ 宗教的礼拝と安息日について

1 自然の光は、神が存在していることを示している。すなわち神は、すべてのものに対して統治権と主権を持ち、善なるお方であり、⁽⁷³⁾すべてのものに良いことをなさる。それゆえに、心をつくし思いをつくし力をつくして、畏れ愛しほめたたえ、呼ばわり信頼し仕えられるべきお方である、ということ自然の光は示している。しかしまことの神を礼拝するのにふさわしい仕方は、神ご自身によって制定され、ご自身が啓示した御心によって限定されているので、人間の想像や工夫やサタンの示唆にしたがつて、何か目に見える彫像によって、あるいは聖書の中に規定されていない方法によって、神を礼拝すべきではない。

2 宗教的礼拝は、父・子・聖霊なる神に、そして神のみに捧げられるべきである。そして礼拝は御使い・聖人・他どのような被造物にも捧げられてはならない。また人間が墮落して以来、仲保者なしに、あるいはキリスト以外のどのような者の仲保によつても礼拝はなされるべきではなく、キリストの仲保によつてのみなされるべきである。

3 感謝をもつてする祈りは、自然な礼拝の特別な部分であるので、神はすべての人々に祈りを求めておられる。しかし祈りが受け入れられるためには、御子の名において御霊の助けにより、御旨に従つて、理解・尊敬・謙遜・熱心・信仰、愛、忍耐をもつて、祈られるべきである。また他の者と共に祈る時には理解できる言葉が用いられるべきである。⁽⁷⁷⁾

4 祈りは法になつた事柄のためになされるべきである。また祈りは生きてゐるあらゆる人々やこれから生まれてくる人々のためになされるべきである。死者や死罪を犯したことが知られてゐる者のためには祈られるべきではない。

5 聖書朗読、説教、御言葉を聴くこと、詩篇の唱詠はすべて、洗礼と聖餐の執行と同様に、神への宗教的礼拝の要素である。それらは理解・信仰・尊敬・敬虔な畏れをもってする神への服従のうちになされるべきである。特別な機會の断食や感謝式と共に、厳肅な謙虛式は、⁽⁷⁸⁾それぞれの時期と季節にしたがい、聖なる宗教的な仕方になされるべきである。

6 祈りも宗教的礼拝の他の要素も、今や福音の下においては、礼拝が行なわれる場所や向けられる方向に縛られたり、それによつてよりふさわしいとされたりすることはない。かえつてすべての場所で靈と真理とをもつて、神を礼拝すべきである。すなわち日ごとに各家庭において、あるいは隠れたところで個人的に各自によつて行なうのと同様、公同の集会においても一層厳かに礼拝は守られるべきである。神が公同集会を御言葉や摂理によつて召す時、軽率にまた意図的に軽視したり放棄したりしてはならない。

7 概してある一定の時間を神の定めによつて⁽⁷⁹⁾神への礼拝のために聖別することは自然の法である。そしてそれと同様に、明確で道徳的な永遠の戒めにおける神の御言葉によつて、あらゆる時代のあらゆる人々に義務を負わせ、神に対して聖なるものとして安息日を守るように七日のうち一日を制定された。それは世の初めからキリストの復活までは週の最後の日であつたが、キリストの復活からは聖書で主の日と呼ばれてゐる週の初めの日に変更された。週の最後の日⁽⁸⁰⁾の遵守は廃止され、週の初めの日はキリスト教的安息日として世の終りまで守られ続けられるべきものである。

8 この安息日は主に対して聖なるものとして守られる。その日には人々はあらかじめ自らの心を整え日常の雑事を整理し、この世の職業や娯楽についての自分の仕事・言葉・思いから離れて一日中聖なる休息を守るのみでなく、神への礼拝の公的あるいは個人的な営みと、必然的で憐れみ深い義務に全時間を用いるべきである。

第二十三章⁽⁸¹⁾

合法的な誓約と誓願とについて

1 合法的な誓約は、宗教的礼拝の一要素である。その礼拝において誓いをする者は**真実と正しさと分別をもつて**⁽⁸²⁾誓う。そして彼は言明し約束することを証しするために、また誓約することの真偽にしたがつて判断されるために、おごそかに神を呼び求める。

2 神の名によつてのみ、人は誓いをなすべきである。そして神の名は聖なる畏れと尊敬とをもつて用いられるべきである。したがつてみだりにまた軽率に、この栄光に満ちた畏るべき名によつて誓つたり、何かほかの名によつて誓うことは、罪深いことであり、憎むべきことである。とはいえ、重要な事柄や時には誓約は旧約の下においてと同様に、新約の下においても、神の言葉によつて保証されている。また合法的権威によつて課せられた合法的な誓約も同様に保証されるべきである。

3 神の言葉によつて保証された誓約⁽⁸³⁾をする者はだれでも、この厳粛な行為の重大さを考慮すべきである。また誓約においては、真理であると充分に納得できること以外は断言すべきではない。良いことであり正しいこと、またそう信じていること、自らが行なうことができ、行なう決意をしていること以外の何事をも、誓つて自らを拘束すべきではない。しかし良いことであり正しいことについて、合法的に権威によつて課せられた誓約を拒むことは、罪である。

4 誓約は、あいまいな言葉使用や隠し立てなしに、平明で常識的な言葉を用いてなされるべきである。誓約は余儀なく罪を犯させるべきではないが、罪のない事柄においてなされた場合には、たとえ自らの損失となることであつてもなされるべきである。またたとえ異端者や不信仰者に対してなされたものであつても破つてはならない。

5 誓願はどのような被造物に対してもなすべきではなく神のみになされるべきである⁸⁶。そして誓願は約束をとまなう誓約と同じ性質を持ち、同様の宗教的配慮と忠実さをもってなされるべきである⁸⁷。

6 終身の独身生活、公約した貧しき、規律的な服従という教皇主義者の修道誓願は、高度の完全性を示すものではなく、迷信的な罪深いわなである。キリスト者は決してそのわなに陥ってはならない。

第二十四章⁸⁸ 為政者について

1 全世界の至上の主であり王ある神は、ご自身の栄光と公共善のために、神の支配のもとにあり、人々の上にあるべき為政者を任命された。そしてこの目的のために、善を行なう者を守り励まし、また悪を行なう者に処罰を与えるために、剣の権能をもって武装させた。

2 キリスト者が為政者の職務に召され、それを受諾し任務に就くことは、法にかなったことである。その職務にあたり、各国の健全な法にしたがつて、特に正義と平和を維持すべきである。この目的のために新約の下にある今日でも、正当で避けられない戦争を、合法的に行なうことが許されている。

3 為政者は福音の告白者や信仰告白を奨励し、促進し、保護する義務がある。そしてこの世においてキリストのために、十分に役立つ行政を管理し整える義務がある。またその目的のために、墮落した考えや行ないをする者たちが、衝動のままに冒流の言葉や誤った考えを淫らに発表しないように管理する義務がある。彼らは信仰を墮落させ、それらに追従する者の魂を容赦なく破壊するからである。しかし善い良心を用い、彼らの生き方にその良心を反映し、その根拠を保ち、彼らとは異なったり方々や礼拝に関しては他者を妨害しないで、彼らの根拠を保っている人々に起こるよう

な、福音の教理や神への礼拝の仕方に関する相違においては、為政者が、福音の下で彼らから自由を奪う権限はない。⁽⁸⁹⁾

4 為政者たちのために祈り、尊び、税と納めるべき物を納め、彼らの合法的な命令に従い、良心のために彼らの権威に服従することは国民の義務である。不信仰や宗教上の相違は、為政者の正しい法的権威を無効にせず、為政者に対する服従から国民を自由にはしない。教職者もそれから免除されることはない。まして教皇は為政者たちが支配している領土で、為政者たちに対して、またその国民に対して、何の権力も司法権も持つていない。たとえ教皇が彼らと異端者と判断したり他のどんな口実に基づくとしても、彼らからその領土や生命を奪うことは決して許されることではない。

第二十五章⁽⁹⁰⁾ 結婚⁽⁹¹⁾

1 結婚は一人の男性と一人の女性との間においてなされるべきである。同時に一人以上の妻を持ち、一人以上の夫を持つことは、どのような男女にとっても合法的ではない。

2 結婚は、夫と妻との相互扶助のため、嫡出の子供によって人類を増加させ、聖なる子孫によって教会を増やし、また不品行を防ぐために制定された。

3 結婚は、分別をもって自らの同意をすることのできるあらゆる種類の人々にとって、合法的である。しかし主において結婚⁽⁹²⁾することがキリスト者の義務である。したがって真の改革された教会の信仰を告白する者は、異教徒・教皇主義者・偶像崇拜者などと結婚すべきではない。また敬虔な者は、生活において⁽⁹³⁾邪悪な者や破壊的な異端⁽⁹⁴⁾を主張する者と結婚して、釣り合わないくびぎにつながるべきではない。

4 結婚は御言葉において禁じられている血族や近親間で行なわれるべきではない。また近親相姦的な結婚は、人間のどのような法律や当事者たちの同意によっても、彼らが夫婦として共に生活することを合法化することは決してできない。⁽⁹⁵⁾

第二十六章⁽⁹⁶⁾ 教会について

1 見えない共同の教会あるいは普通の教会は、そのかしらであるキリストの下に、過去・現在・未来を通じて一つに集められた選ばれた者たちすべてから成り、キリストの配偶者、キリストのからだ、すべてのものにおいてすべてのもを満たしているキリストの充ち満ちているものである。

2 全世界を通じて福音の信仰を告白し、その信仰に従ってキリストによる神への服従を告白し、しかもその根底をくつがえす誤りや汚れた品行によって、彼らの告白を破滅させることのない人々の全体の群れは、キリストの見える公会である。たとえそれはどのような教権の執行も委ねられず、全体の群を指導し支配するいかなる役員も存しないとしても、そう呼ばれるであろう。⁽⁹⁷⁾

3 天の下にある最も純粋な教会も、混合物と誤りとを免れない。そしてある教会は、キリストの教会ではなく、サタンの会堂になるほどに墮落してしまつた。それにもかかわらず、キリストは常にキリストを信じ、その御名を告白する者たちの見える御国をこの世において持つておられ、またこの世の終りまで持ち続けるであろう。⁽⁹⁸⁾

4 教会のかしらは主イエス・キリスト以外におられない。ローマの教皇もどんな意味においても、そのかしらとなり得ない。教皇は反キリストである。教会においてキリストと神と呼ばれるものとに反抗して、自らを高くする反キリ

ストであり、罪の子であり、破滅の子である。主は教皇を来臨の輝きをもって滅ぼされるであろう。⁽¹⁰⁾

5 主は教会に対して配慮と愛をもつて、主とその栄光を愛する者のために、すべての時代にわたり、実に様々な仕方での無限の賢明な摂理の中で働いておられる。そのため主の約束にしたがって、終末には反キリストが滅ぼされ、ユダヤ人たちが呼び出され、主の愛する御子の御国に叛く者たちは破滅し、キリストの教会は拡大して光と恵みを自由に豊かに与えられることによって教化されて、その時にはこの世において今まで受けたことのないほど、より静かで平和な栄光に満ちた状態を享受するであろうと私たちは希望している。⁽¹⁰⁾

第二十七章⁽¹⁰⁾ 聖徒の交わりについて

1 すべての聖徒たちは、かしらであるイエス・キリストに、キリストの霊と信仰とによって結びつけられており、そのためにキリストと同一となる訳ではないが、彼の恩寵・苦難・死・復活・栄光において交わりを持ち、愛において互いに結び合わされ、相互の賜物と恵みを分かち合い、内なる人においても外なる人においても彼ら相互の益になるような義務を公的にも私的にも果たさなければならぬ。

2 すべての聖徒たちは神の礼拝において、また彼ら相互の徳を建てるための霊的奉仕において、さらにそれぞれの能力と必要とに応じて外的な事柄について互いに助け合うことにおいて、交友と霊的交わりを維持しなければならない。この交わりは、家庭にせよ、教会にせよ、彼らの立っている所での関係の中で、彼らによって特になされるべきものであるが、神が機会を与えるままに、あらゆる場所において主イエスの名を呼ぶ者すべてに及ぶべきである。⁽¹⁰⁾

第二十八章¹⁰ 聖礼典について

1 聖礼典は恵みの契約のしるしであり証印である。それはキリスト¹¹によって直接制定され、キリストとその祝福を表わし、キリストにある私たちの権利を確認し¹²、神の言葉にしたがって、キリストにある神への奉仕に私たちをおごそかに従事させるためのものである。

2 すべての聖礼典には、しるしと表わされているものとの間に、靈的關係すなわち礼典的一致がある。その結果一方の名前とその効力が、他方に帰せられることになる。

3 正しく用いられる聖礼典において示され、またその聖礼典によって示される恵みは、聖礼典のうちにある何らかの力によって与えられるのではない。また聖礼典の効力は、それを執行する者の敬虔あるいは意図によるものでもない。それはただ御霊の働きと制定の言葉によつてゐる。この言葉は、聖礼典の執行を權威づける戒めと共に、あずかるのにふさわしい陪餐者に対する祝福を含んでゐる。

4 福音の中には私たちの主キリストによつて制定されたただ二つの、すなわち洗礼と主の晩餐¹³という聖礼典があるのみである。そのどちらも合法的に召された御言葉¹⁴の教役者以外のだれによつても執行されてはならない。

5 旧約の聖礼典は、そこに現わされ示される靈的な事柄に関しては、実質的に新約の礼典と同じである。

第二十九章¹⁵ 洗礼について

1 洗礼は、イエス・キリストによって制定された新約の聖礼典である。受洗者にとって恵みの契約・キリストへの接木・再生・罪の赦し・イエス・キリストによって自らを神にささげて新しいいのちを歩むことのしるし・証印である。この聖礼典¹⁷はキリストご自身によって、世の終わりまでキリストの教会のうちに継続するように制定された。

2 この聖礼典¹⁸に用いられる外的要素は水であり、受洗者は水で合法的にその職に召された福音の教役者によって、父と子と聖霊の御名において洗礼を授けられなければならない。

3 受洗者を水に浸す必要はなく、洗礼はその人に水を注ぎ、あるいは水を振りかけることによって、正しく執行される。

4 キリストへの信仰と服従を告白する者だけでなく、すでに信仰者である両親または片親の幼児も、洗礼を授けられるべきであり、その場合彼らのみに限られる¹⁹。

5 この制定を侮りなおざりにすることは、大きな罪ではあるが、恵みと救いがこの制定と不可分に結びついているわけではない。すなわち、それなしにはだれも再生されず救われないということではない。また洗礼を受けた者が疑いもなく皆再生されるということではない。

6 洗礼の効果は、洗礼が執行されたその時だけに限られない。そうではなく、この制定が正しく用いられることによって、約束されている恵みはただ提供されるだけでなく、神ご自身の御旨のご計画にしたがって神が定めた時に、(成人であっても幼児であっても) 恵みが属している者には誰でも、恵みは聖霊によって実際に表わされ与えられるの

である。

7 洗礼は誰に対してもただ一度だけ執行されるべきである。

第三十章¹²¹ 主の晩餐について

1 私たちの主イエスは渡される夜、主の晩餐と呼ばれる主イエスのからだと血との聖礼典を制定され、彼の諸教会¹²²において世の終わりまで守るべきものとされた。それは、彼の死によるご自身の犠牲を永遠に記念しそれを示すため、¹²³真の信仰者へのすべての恵みの証印、キリストにある霊的養いと成長、彼らがさらにキリストに負うすべての義務の積極的な遵守と遂行とのためであり、彼らのキリストとの交わりと同時に彼ら相互の交わりのきずなと保証となるためである。

2 この聖礼典において、キリストが御父にささげられるのではなく、また生きている者および死んだ者の罪を赦すために、何らかの実際の犠牲が捧げられるのではない。それはすべての者のためにキリストがご自身をただ一度だけ十字架に捧げられたことの唯一の記念¹²⁴、またそのために神に捧げ得るすべての賛美の霊的ささげものにはかならない。したがってミサと呼ばれている教皇主義的な犠牲は、選ばれた者すべての罪のために唯一のなだめの供え物となつたキリストの唯一の犠牲にとつて、最もはなはだしく害のあるものである。

3 主イエスはこの制定において、彼の教役者がパンとぶどう酒の物素を祈り祝福し、それによつてこれらのものを普通の用途から聖なる用途に聖別するように命じられた。そしてパンを取つて裂き、杯を取り、(彼ら自身もあずかりながら)両者を陪餐者たちに与え、その際列席していない者には誰にも与えないことを命じられた。

4 個人的なミサ、すなわちこの聖礼典を一人で司祭あるいは他の者から受けることは、会衆に杯を与えることを拒むこと、物素を礼拝すること、崇拜のためにそれらを持ち上げたり持ちまわったりすること、偽りの宗教的用途のためにそれらを保存することなどと同様に、この聖礼典の性質とキリストの制定とに反することである。

5 キリストによって制定され聖礼典において正しく用いるように聖別された外的物素は、真実にただ礼典的にそれらが表わしているものの名によって、すなわちキリストのからだと血としばしば呼ばれるような関係を、十字架につけられたキリストに対して持つている。しかしそれらは、実質と性質とにおいては依然として前と同じように、真にパンとぶどう酒のままである。

6 パンと葡萄酒との実体が、司祭による聖別や他のどのような方法によっても、キリストのからだと血の実質に変化すると主張する（一般に化体説と呼ばれる）教理は、聖書に反するばかりでなく、常識にも理性にも反し、聖礼典の性質をくつがえし、過去においても現在においても様々な迷信の原因であり、正にはなほだしい偶像崇拜の原因となっている。

7 この聖礼典にふさわしい陪餐者は、見える物素に外的にあずかりながら、信仰によって内的に現実にまた実際に、つまり身体的また肉적にはなく靈的に、十字架につけられたキリストとその死のすべての祝福を受け、またそれに養われる。その時キリストのからだと血とが、身体的にまた肉的にパンあるいはぶどう酒の中に、またそれらと共に、あるいはそれらの下にあるのではなく、この制定において物素そのものが信仰者の外的感覚に対すると同じように現実に、しかし靈的に、信仰者の信仰に対して存在する。

8 ⁽²⁹⁾ すべて愚かで不敬虔な者は、キリストとの交わりに入るには適しておらず、したがってキリストとの交わりを享受するのに適当でないので、主の食卓にあずかるにはふさわしくない。彼らがそのままの限り、キリストに対して大罪を犯すことなしに、この聖なる奥義にあずかることはできず、またあずかることを許されることはない。ふさわし

くないままでこれを受ける者は誰でも、主のからだと血とを犯し、自分にさばき⁽⁸⁰⁾を招くのである⁽⁸¹⁾。

第三十一章⁽⁸²⁾ 人間の死後の状態と死者の復活とについて

1 人間のからだは死後ちりに帰り、朽ち果てる。しかし魂は（死ぬことも眠ることもなく）不死の本質をもつていため、直ちにそれを与えてくださった神に戻る。義人の魂は、その時に完全にきよめられ、最高の天に受け入れられる。そこではからだの完全な贖いを待ちながら、光と栄光の神の御顔を見る。また邪悪な者の魂は地獄に投げ込まれ、苦惱⁽⁸³⁾と全き暗黒のうちにとどまり、大いなる日のさばきまで閉じ込められる。聖書は、からだを離れた魂について、これら二つの場所以外には何も認めていない。

2 終わりの日に生存している者は、死を味わうことなく変えられる。死者はすべて異なる性質を持ちながら同一のからだをもつてよみがえり、再び彼らの魂と永久に結合するであろう。

3 不義なる者のからだは、キリストの力によつて恥ずべき者としてよみがえるであろう。それに対して義なる者のからだはキリストの御霊によつて誉れある者としてよみがえり、キリストご自身の栄光あるからだにふさわしくされるであろう。

第三十二章¹³ 最後の審判について

1 神は、イエス・キリストによる義において世界をさばく日を定められた。キリストは御父からすべての力と審判を授けられている。その日には、背教した御使いがさばかれるだけでなく、この地上に生きたすべての人が、自らの思いと言葉と行いのために申し開きをし、善悪を問わずからだにおいて彼らが行なったことに応じて報いを受けるために、キリストのさばきの御座に立つであろう。

2 神がこの日を定められた目的は、選ばれた者に対する永遠の救いにおいて神の憐れみの栄光が表わされ、邪悪で不従順な墮落した者に対する永遠の罰において神の正義の栄光が表わされることである。なぜならばその時には、義人は永遠のいのちに入り、主の御前で**永遠の報いと共に満ちあふれる喜びと栄光**¹⁴を受け、一方神を知らずイエス・キリストの福音に従わない邪悪な者は、永遠の苦悩に投げ込まれ、主の御前と御力の栄光とからの永遠の破滅で罰せられるからである。

3 キリストは、すべての者が罪から免れ、また逆境にある信仰者の大いなる慰めのために、**審判**¹⁵があるべきであると私たちが確信することを欲しておられる。彼らは主がいつ来られるかを知らないために、一切のこの世的な安泰を捨て、常に目を覚まし、心構えをして「主イエスよ来たりませ。すみやかに来たりませ」と言うために、キリストはいつでも自分が来られるかを彼らに知らせずにおかれるのである。アーメン。

注

- (1) 一次資料として、国務会議 (the Council of State) の書記ヘンリー・スコーベルの名で、ロンドン近郊の会衆主義教会宛てに出した準備委員会出席依頼の六月十五日付けの手紙が残っている。会議を開催するための準備委員会は、六月二十一日に持たれた。W. Walker, ed., *The Creeds and Platforms of Congregationalism*, New York, 1893 (rep. Boston, 1960) pp. 346-347.
- (2) 『信条集』後篇 (キリスト教古典双書訳刊行委員会編) 所収。また『ウエストミンスター信仰告白』の邦訳としては、『信条集』後篇 (キリスト教古典双書訳刊行委員会編) 所収の訳と、日本基督教改革派教会信条翻訳委員会訳がある。
- (3) 会衆派教会の信仰告白に関しては、W. Walker, ed., op. cit. を参照。
- (4) バプテスト派の信仰告白に関しては、W. L. Lumpkin, *Baptist Confessions of Faith*, Chicago, 1959 を参照。
- (5) 註の中では、『サヴォイ宣言』を『宣言』と、『ウエストミンスター信仰告白』を『信仰告白』と略す。
- (6) 『信仰告白』の *inspiration* に『宣言』では *the* が付加されている。
- (7) 『信仰告白』では「聖書の中で語られた聖霊以外のものではあり得ない。」となっている。また『宣言』では、「そのように伝えられた聖書へと私たちの信仰は最終的に向かうのである。」が新しく付加されている。
- (8) 『信仰告白』では「基礎」となっている。
- (9) 『宣言』ではコシクク体の箇所が付加されている。
- (10) 『宣言』ではコシクク体の箇所が付加されている。
- (11) 『信仰告白』の *'make of nothing'* が『宣言』では *'make out of nothing'* と変更されている。
- (12) 『信仰告白』の *'according to'* が『宣言』では *'according unto'* と変更されている。
- (13) 『信仰告白』では「神の摂理は」となっている。

- (14) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (15) 『信仰告白』の 'a most wise and powerful bounding' が、『宣言』では 'most wisely and powerfully boundeth' と変更されている。
- (16) 『信仰告白』の 'unto himself' が、『宣言』では 'upon himself' と変更されている。
- (17) 『信仰告白』では「私たちの始祖はサタンの悪だくみと誘惑とによつてそそのかされ、禁断の木の實を食べて罪を犯した。彼らのこの罪を神は、ご自身の賢く聖なるご計画にしたがつて、ご自身の榮光に役立てるために、許容することをよしとされた。」となつてゐる。
- (18) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (19) 『信仰告白』では「彼らの初めの義」となつてゐる。
- (20) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (21) 『信仰告白』の「罪における同じ死と」が、『宣言』では削除されている。
- (22) 『信仰告白』では「神から彼らへの祝福や報いとして、成果を得る。」となつてゐる。
- (23) 『宣言』では『ウェストミンスター信仰告白』の五節と六節をまとめて、五節にしている。『信仰告白』五節は「この契約では、律法の時代と福音の時代では異なつて実行された。律法のもとでその契約は、ユダヤ人たちに与えられた約束、預言、犠牲、割礼、超越しの小羊、その他の形式や儀式によつて実行された。それはその時代にとつては十分で有効であつた。それらはすべて来たるべきキリストを予示し、選ばれた者たちを聖靈によつて約束のメシヤへの信仰へと教え導き、メシヤによつて完全な罪のゆるしと永遠の救いを得た。それは旧約と呼ばれている。」である。
- また『信仰告白』六節は「福音のもとで、実体であるキリストが現わされた時、この契約が実行される様式は、御言葉の説教と、聖礼典、すなわち洗礼と主の晩餐の執行である。それらは数が減り、実施される時はより単純な仕方となりより華やかではなくなつたが、それでもなお、この契約はユダヤ人と異邦人とを問わず、すべての民に、一層十分に明確に靈的効力をもつて示される。それは新約と呼ばれている。したがつて本質において異なつた恩寵の二つの契約があるのではなく、様々な制度のもとでの同一のものなのである。」
- (24) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (25) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。

- (26) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (27) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (28) 『信仰告白』では「御父」となっている。
- (29) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (30) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (31) 『信仰告白』の「聖霊を通して」が『宣言』では削除されている。
- (32) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (33) 『信仰告白』では「キリストの服従と償いとに」となっている。
- (34) 『信仰告白』の「このように」が『宣言』では削除されている。
- (35) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (36) 『信仰告白』では「彼の父の」となっている。
- (37) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (38) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (39) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (40) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (41) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (42) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (43) 『信仰告白』では「聖礼典」となっている。
- (44) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (45) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (46) 『宣言』では、『信仰告白』の第十五章「命に至る悔い改めについて」は大幅に変更されている。
- (47) 「1 いのちに至る悔い改めとは福音的恵みである。その教理はキリストへの信仰と同様に、福音のすべての教役者によつて説き明かされるべきである。」

2 それによつて罪人は、単に彼の罪の危険のみでなく、汚らわしきや憎むべき視野と感覚を与えられ、彼の罪が神の聖なる性質と正しい法に矛盾し、悔い改める者に対するキリストにおける神の憐れみを知つて、彼の罪を嘆き、嫌悪する。

3 悔い改めは、罪に対する償いや罪の赦しの理由として位置すべきものではない。罪の赦しはキリストにおける神の自由な恵みである。しかし悔い改めなしに赦しを期待できないほど、すべての罪人にとつて必要なものである。

4 罰に価しないほど小さな罪はなく、まことに悔い改める者を罰するほど大きな罪もない。

5 人々は一般的な悔い改めで満足すべきではない。すべての人が個々の罪を個別に悔い改めようとつとめることは彼らの義務である。

6 すべての人が罪の赦しと罪の放棄を祈り、神に対して自らの罪の個人的な告白をするべきである。すると彼は憐れみを見い出すであろう。兄弟やキリストをそしめる者は、個人的あるいは公的に罪の告白と悔恨によつて、被害者の人々に對して彼の悔い改めをすんで表明すべきである。それによつて彼らは彼と和解し、愛において彼を受け入れるであろう。」となつてゐる。

(48) 『宣言』ではゴシック体の箇所が附加されている。

(49) 『信仰告白』の「それにもかかわらず」が『宣言』では削除されている。

(50) 『信仰告白』では「ある程度奪われるようになり」となつてゐる。

(51) 『宣言』ではゴシック体の箇所が附加されている。

(52) 『信仰告白』では「偽善者たち」となつてゐる。

(53) 『信仰告白』では「救いの約束の神的真理」となつてゐる。

(54) 『信仰告白』では「私たちが神の子であることを、私たちの霊と共にあかしする子たる身分を与える御霊の証明」となつてゐる。

(55) 『信仰告白』の「この御霊は私たちの嗣業の保証であり、この御霊によつて私たちはあがないの日へと証印されている。」が『宣言』では削除されている。

(56) 『信仰告白』では「律法」となつてゐる。

(57) 『信仰告白』では「この律法は彼の墮落の後も」となつてゐる。

- (58) 『信仰告白』の「成年に達しない教会としての」が『宣言』では削除されている。
- (59) 『信仰告白』では「今や新約のもとでは廃されている」となっている。
- (60) 『信仰告白』の「政治体としての」が『宣言』では削除されている。
- (61) 『信仰告白』では「その一般的公正さが要求する以上には、何も義務づけされていない」となっている。
- (62) 『宣言』において新しく加わった章である。
- (63) 『信仰告白』では第二十章。
- (64) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (65) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (66) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (67) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (68) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (69) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (70) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (71) 『宣言』では『信仰告白』の第四節が削除されている。『信仰告白』では、「4 神が制定された権力とキリストが犠牲を払って得た自由は、互いに滅ぼしあうためでなく支え保持しあうように、神は意図されている。そのため、キリスト者の自由を口実にして、国家的または教会的な合法的権力や合法的行使に逆らう者は、神の制定に反しているということになる。自然の光に反しました信仰・礼拝・行状に関するキリスト教の周知の原則や敬虔な権能に反するような意見を発表し、そのような行為を支持することや、また彼ら自身の本性に基づいた誤まった意見や行為を発表したり、支持することは、キリストが教会の中に打ち建てた外的平和と秩序にとつて破壊的なことである。それゆえに彼らが教会の譴責と国家的為政者の権能とによつて、責任を問われ告訴されるのは合法的なことである。」となっている。
- (72) 『信仰告白』では第二十一章。
- (73) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (74) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。

(75) 『信仰告白』では「宗教的な」となっている。

(76) 『信仰告白』では「しかし」となっている。

(77) 『信仰告白』では「声を出してするならば」となっている。

(78) 『信仰告白』では「敬虔な畏れの心で行なう聖書朗読、確実な説教、理解・信仰・尊敬をもって神に服従して御言葉を正しく聴くこと、感謝して心から行なう詩篇の唱詠、キリストによつて制定された聖礼典を正しく執行しふさわしく受けることとは、すべて通常行なわれる神に対する礼拝の要素である。その他宗教的誓約と誓願、神聖な断食、様々な場合の感謝の祈りは」となっている。

(79) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。

(80) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。

(81) 『信仰告白』では第二十二章。

(82) 『信仰告白』の「適切な時に」が『宣言』では削除されている。

(83) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。

(84) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。

(85) 『信仰告白』では「合法的な」となっている。

(86) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。

(87) 『宣言』では『信仰告白』の第六節と第七節前半が削除されている。「信仰告白」では、「6 誓願は神のみのほか、どのような被造物に対してもなすべきではない。誓願が受け入れられるためには、受けたあわれみや、私たちに必要なものを得たことに対する感謝として、信仰と義務の観念とから自発的になすべきである。それによつて私たちはさらに厳しく、なすべき義務や、適切に役立つ限り他のことに、自分自身を縛るべきである。

7 神の言葉において禁じられていることや、そこに命じられている義務の妨げになること、自分自身の能力に余ること、その実行に関して神から何の約束も能力も与えられていないことを果たすと誓ってはならない。」となっている。

(88) 『信仰告白』では第二十三章。

(89) 『宣言』では大幅に変更されている。「信仰告白」では、「3 為政者は、御言葉と聖礼典の執行、また天国のかぎの権能を、

自分のものとしてはならない。しかし教会において一致と平和が維持されるために、神の真理が純粹に完全に保持されるため、すべての冒瀆と異端が抑えられ、礼拝と規律においてすべての墮落と乱用が妨げられ、改革されるため、また神のすべての制定が正当に決定、執行、遵守されるために、為政者は権力を持ち、秩序を保つ義務がある。このことをより有効にするため、彼は教会会議を召集し、会議に出席し、そこで処理されることが一切神の御旨に従ってなされるように備える権能を持つ。」となっている。

(90) 『信仰告白』では第二十四章。

(91) 『信仰告白』では「結婚と離婚」となっている。

(92) 『信仰告白』の「のみ」が『宣言』では削除されている。

(93) 『信仰告白』の「著しく」が『宣言』では削除されている。

(94) 『信仰告白』では複数形に対して、『宣言』では単数形となっている。

(95) 『宣言』では『信仰告白』の第四節後半、第五節、第六節が削除されている。『信仰告白』では「4（後半）男子は彼自身の近い血族の誰とも結婚できないのと同様に、妻の近い血族のだれとも結婚すべきではない。女子もまた彼女自身の近い血族の誰とも結婚できないのと同様に、夫の近い血族の誰とも結婚すべきではない。」

5 婚約後に犯した姦淫または淫行は、結婚前に見つかったならば、潔白な側にその婚約を解消する正当な理由を与える。結婚後の姦淫の場合には、潔白な側が離婚訴訟をし、離婚後はあたかも罪を犯した側が死亡したかのように、他の人と結婚しても合法的である。

6 人間の墮落は、理屈をつけて神が結婚において結び合わせた者たちを不当に引き離そうとする傾向を示しているが、姦淫、あるいは教会によっても為政者によっても決して解決できないような故意の放棄のほか、結婚の絆を解消するのに十分な理由はない。離婚する場合には、公的な秩序正しい訴訟手続きが守られるべきであり、当事者たちは彼ら自身の事件において、自分自身の意志や判断に委ねられてはならない。」となっている。

(96) 『信仰告白』では第二十五章。

(97) 『信仰告白』の第二節は、『宣言』では大幅に変更されている。また『信仰告白』の第三節と第四節は『宣言』では削除されている。『信仰告白』では、「2 福音のもとにある公同の普通の教会は、（以前に律法のもとで一民族に限られたのとは

異なり)全世界にわたつて、真の宗教を告白する者たちと、その子らとから成る。それは主イエス・キリストの御国、神の家また家族であり、その外には救いの正規の可能性はない。

3 キリストは、世の終わりまで、この世にある聖徒らを集め、また完成するために、この公同の見える教会に、聖職者と御言葉と聖礼典を与え、約束にしたがつて、ご自身の臨在と御霊とによつて、それらを神の目的のために効果あるものとされる。

4 公同教会は、時にはよく見え、時にはあまり見えないことがあつた。またその肢体である個々の教会は、そこで福音の教理が教えられ奉じられ、聖礼典が執行され、公的礼拝が行なわれている純粹にしたがつて、それらの教会の純粹さに相違がある。」となつてゐる。

(98) 『信仰告白』では第五節。

(99) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。

(100) 『信仰告白』では第六節。

(101) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。

(102) 『宣言』の第五節は付加された節である。

(103) 『信仰告白』では第二十六章。

(104) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。

(105) 『信仰告白』の「彼と」が『宣言』では削除されている。

(106) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。

(107) 『信仰告白』の「信仰の告白によつて」が『宣言』では削除されている。

(108) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。

(109) 『信仰告白』の第三節が『宣言』では削除されている。『信仰告白』では「3 聖徒たちはキリストとこの交わりを持つことによつて、決してキリストの神性の本質を分担する者とはならない。またどのような点においても、キリストと等しい者となることはない。そのいづれかを主張することは、不敬虔であり冒瀆である。聖徒として相互に交わることは、各自の財産や所有物において肩書きや適正さを取り去ることはなく、また侵害することはない。」となつてゐる。

- (110) 『信仰告白』では第二十七章。
- (111) 『信仰告白』では「神」となっている。
- (112) 『信仰告白』の「さらにまた、教会に属する者たちとこの世の他の者たちとの間に見える区別をし」が『宣言』では削除されてゐる。
- (113) 『信仰告白』の‘Supper of the Lord’が『宣言』では‘Lords Supper’に変更されている。
- (114) 『信仰告白』では「任ぜられた」となっている。
- (115) 『信仰告白』では第二十八章。
- (116) 『信仰告白』の「見える教会への厳かな受け入れのためだけでなく、彼にとつて」が『宣言』では削除されている。
- (117) 『信仰告白』の‘Sacrament’が『宣言』では‘Ordinance’に変更されている。
- (118) 『信仰告白』の‘Sacrament’が『宣言』では‘Ordinance’に変更されている。
- (119) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (120) 『信仰告白』の「の聖礼典」が『宣言』では削除されている。
- (121) 『信仰告白』では第二十九章。
- (122) 『信仰告白』では単数形であるが、『宣言』では複数形となっている。
- (123) 『宣言』ではゴシック体の箇所が付加されている。
- (124) 『信仰告白』の「彼の神秘的な体の肢体として」が『宣言』では削除されている。
- (125) 『信仰告白』では複数形であるのに対して、『宣言』では単数形となっている。
- (126) 『信仰告白』の‘commemoration’が『宣言』では‘memorial’に変更されている。
- (127) 『信仰告白』の「彼の制定語を人々に宣言し」は『宣言』では削除されている。
- (128) 『信仰告白』では「パンとぶどう酒」となっている。
- (129) 第八節は内容をほぼ変えず、前半と後半の文章を入れ替えている。『ウェストミンスター信仰告白』では、「愚かで邪悪な者はこの聖礼典において外的な要素にあずかつて、それによつて示されているものにあずかることにはならない。ふさわしくないまままでこれを受ける者は誰でも、主のからだと血を犯し、自分にさばきを招くのである。すべて愚かで不敬

虔なる者は、キリストとの交わりに入るには適しておらず、したがってキリストとの交わりを享受するのに適當でないので、主の食卓にあずかるにはふさわしくない。彼らがそのままのままでいる限り、キリストに対して大罪を犯すことなしに、この聖なる奥義にあずかることはできず、またあずかることを許されることはない。」となつてゐる。

(130) 『信仰告白』の「damnation」を『宣言』では「Judgement」に変更している。

(131) 『宣言』では、『信仰告白』の「第三十章 教会の譴責について」および「第三十一章 シノッドとカウンシルについて」が削除されている。『信仰告白』の第三十章では、「1 主イエス・キリストは教会の王でありかしらとして、為政者とは異なる教会の役員の手による統治を任じられた。

2 これらの役員に天国の鍵は委ねられた。彼らは各々、御言葉と譴責とによつて罪を止めさせ、取り除き、悔い改めることのない者に天国を開き、悔い改めた者には福音の奉仕と訓戒から免除することによつて、必要に応じて天国を開く力を持つ。

3 教会の譴責は、罪を犯す兄弟の矯正と向上、他の者が同様の違反を犯すことの防止、パン全体を害なう恐れのあるパン種の除去、キリストの榮譽と福音の聖なる告白の擁護などにとつて、不可欠なことである。またもし神の契約とその証印が有害で頑迷な違反者によつて冒瀆されるままにするならば、教会に公平に降されるべき神の怒りを阻止することにとつても、譴責は必要である。

4 これらの目的のよりよき達成のために、教会役員たちは、その人の犯罪と過失との性質にしたがつて、譴責をしたり、主の晩餐の聖礼典をある期間停止したり、教会から破門することによつて、処分すべきである。」となつてゐる。

また『信仰告白』の第三十一章では、「1 教会のよりよき統治と建徳のために、一般にシノッドやカウンシルと呼ばれる会合を持たなければならない。

2 為政者が合法的に宗教上の事柄に関して相談し忠告を受けるために、牧師や他の適任者をシノッドに召集するであらう。しかしもし為政者が教会に公然と敵対する時には、キリストの牧師たちは、彼ら自身で彼らの職務のゆえに、彼らの教会から委任を受けて、他の適任者たちと共に、同様の会合を開催することができる。

3 信仰の論争や良心の問題を解決すること、神の公的礼拝と教会の統治のよりよき秩序のために規則と指導を確立すること、誤まつた統治に関する苦情を受けること、権威をもつてその問題を解決することなどは、教会統治上、シノッド

やカウンシルに属している。それらの判決や決定が神の言葉に合致するならば、尊敬と服従とをもって受け入れられるべきである。それらは単に御言葉と一致しているためばかりでなく、神の命令として神の言葉の中に定められている権能のために受け入れられるべきなのである。

4 使徒時代以来すべてのシノッドやカウンシルは全般的にも特殊的にも誤り得るものであり、多く誤まりを犯してきた。したがってそれらは信仰や実践の規則とするべきではなく、両者の助けとして用いられるべきである。

5 シノッドやカウンシルは、為政者から要求された場合には、非常な事柄に関して謙遜な請願を行なったり、良心の疑念を払うための忠告をしたりするが、それ以外では、教会に関する事柄でないことを取り扱い決定すべきではなく、国家に関する世俗的な事柄に干渉すべきではない。」となっている。

(132) 『信仰告白』では第三十二章。

(133) 『信仰告白』では複数形であるのに対して、『宣言』では単数形となっている。

(134) 『信仰告白』では複数形であるのに対して、『宣言』では単数形となっている。

(135) 『信仰告白』では第三十三章。

(136) 『信仰告白』では「より来る」となっている。

(137) 『信仰告白』では「爽快を」(refreshing)となっている。

(138) 『信仰告白』では「審判の日」となっている。